

第2回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成30年10月1日（月）15時35分～16時40分

場所：議事堂6階 601特別委員会室

出席者：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議委員（10名）

資料：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議事項書

<概要>

委員：ただいまから、第2回「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」を開催する。本日は第1回会議で説明した職員等の旅費制度の見直し案を受けて議員の公務や政務の旅費である公務雑費や政務雑費、宿泊料、車賃の4点についてどうするのか議論いただくが、その前に先の会議で質問のあった職員等の宿泊料における甲地方の範囲について事務局から説明させる。

事務局：前回の会議でお配りした資料の中の甲地方について説明したところであるが、総務部に確認したところ、東京都の特別区、大阪市、堺市、名古屋市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、京都市、神戸市、広島市、福岡市の13都市を別途、県の規則で定めるということであった。乙地方はそれ以外の地域となる。

委員：次に旅費について、前回の会議を受けて各会派で検討いただいた内容の報告をお願いします。新政みえをお願いします。

委員：宿泊料と車賃については、職員等の旅費の改正案と同様。公務雑費と政務雑費については、公務雑費も実費化という意見もあったが、公務雑費は事務的なことは全て事務局にお任せするので、事務局に過度な負担を掛けるのではないのかという意見もあり、事務処理について事務局の業務的な負担になるのであれば、現状維持でよいとなった。政務雑費については、現在3,000円であるが、必要ないのに頂いているというわけではなく、目的・用途があり、さらに業務的に煩雑になるということも含めて、3,000円を上限に頂いている。それが無駄に使われているわけではないが、その中身をしっかりと透明化するということは、やはり必要なので、政務雑費は実費化するという事になった。

委員：次に自由民主党県議団をお願いします。

委員：ほぼ同じだが、公務雑費と政務雑費については、できる限り同じようにした方がいいのではないのか。扱いが違くと色々とややこしい面が出てくるのではないのか。公務雑費を残したら政務雑費も残す、公務雑費を変えたら政務雑費も変えなければいけないのではないのかということで、賛否両論いろんな議論があり、最終的には皆さんの声をお聞きしてもう一度議論したい。特に政務雑費については、色々と申請するのにどこまでを政務雑費に上げていいのかとか、いろいろな事も決めなければいけないということもあるので、これについては、もう少し議論したいと決定まではいかなかった。宿泊、車賃は、職員等の旅費の改正案と同じ。

委員：次に公明党をお願いします。

委員：公務雑費、政務雑費共に実費支給が望ましいと考える。宿泊料についても、実費が望ま

しいのではないか。上限は職員等の規定、知事・副知事の規定に合わせるとして、実費精算が望ましい。車賃は、同様に 23 円で。

委員：次に日本共産党お願いします。

委員：実費支給ということをおかねてから要望しており、政務も公務もこの旅費雑費は実費支給で。宿泊料も実費支給が望ましいとは思いますが、突拍子もない実費では困るので、上限を知事・副知事の規定額と同じにして、実費支給でよいのではないか。車賃については、同じでよい。

委員：次に草の根運動いがお願いします。

委員：公務雑費、政務雑費、宿泊料共に、実費化。車賃は、23 円で。宿泊料については、知事・副知事の乙地方の 14,200 円を上限とするということを提案する。これについては、地方が分かれていると事務処理が煩雑になる恐れがあるのではということ、知事・副知事の乙地方に合わせた。

委員：ただ今の報告に対し、質疑等も含め委員間討議をお願いしたい。全体の意見を聞かせて頂いたところ、全く異論が無いのは、車賃の 23 円は意見が一致しているので、これはその方向と思うがよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

宿泊料については、新政みえと自由民主党県議団は、職員等の旅費の改正案と同様。公明党と日本共産党は実費化して上限は甲地方と乙地方の職員等の旅費の改正案にならうということであった。そして、草の根運動いがは、上限の一本化で 14,200 円ということであった。

今の規定では 16,500 円で、おおむね政務活動での宿泊が多いと思うが、その場合 16,500 円もしくは実費ということになっているが、今の実費でも可という形での政務活動費の書き方でいかがか。

委員：併記している理由は何か。

委員：どちらでもよいということで、宿泊証明書を出してもらえるならばそれでもよいし、それでなければ領収書で精算するということ。

委員：実費にするか定額にするかは、透明性という部分では、やはり実費が必要かなという考え方である。定額で支給をするにしても必ず領収書は持つておく。それが透明性の担保に繋がる。そうであれば、実費が望ましいのではと思う。

委員：実費ということを常に要望していたので、領収書でということではないかと思う。

委員：実費ということは、上限はあるのか。

委員：上限は、県の改正案にある甲地方の 15,500 円とか、乙地方の 14,200 円とかとなる。

委員：そういうことであれば、職員等の宿泊料と同じように、甲地方、乙地方を決めて、15,500 円と 14,200 円に合わすのがよいのではないのかと思う。

委員：宿泊料はすぐに一本化というわけにはいかないが、確認すると、新政みえと自由民主党県議団は、宿泊料については同じ考えである。公明党と日本共産党は同じ考えで、実費化の上限を付ける。草の根運動いがは実費化で上限も一律にするということである。宿泊料について他にお考え等あれば。

委員：領収書をもらう場合、明細も全部いるのか。例えば、夕食、朝食とかまで含まれているのか。

事務局：政務活動費の場合は、ガイドラインにその宿泊施設で提供された一泊二食相当というような書き方をしている。公務の方も通常は一泊二食なので、その施設で提供されるような夕食とか朝食も含んだ宿泊料ということで、それが社会通念上の宿泊料だと考えている。

委員：一泊二食が認められているということは、その施設内での食事のみということか。

事務局：やはりその宿泊施設の領収書で確認するというのが通常である。職員も定額なので、そういう実務はこれまで無いが、考え方としては、一泊二食相当を含んだ宿泊料で、その施設で提供されるものと思っている。

委員：宿泊料は、一般的にビジネスホテルなどは宿泊料だけしか入っていない。夕食は自分で食べに行くので、宿泊料込みになっていない。旅館とかは別として。そういうところを決めておかないといけない。実費になると、夕食や朝食は個人精算になるのでは。

委員：今の規定では一泊二食相当ということだが、実費になると食事の部分の精算が難しくなる。この食事の部分についての考え方をどうするか。ホテルの外での食事は個人払いになるが、例えば、時間の都合でホテルで夕食が取れない場合もある。そういった時には、どうするのか。今の制度は定額なので包含されている部分があると思うが、その辺りのご意見はいかがか。

委員：いろいろ意見も分かれているが、宿泊料は甲地方、乙地方に分けて 15,500 円と 14,200 円の中で宿泊をして、夕食と朝食は個人精算という、今までと同じが会派の意見。公務雑費、政務雑費をどうするかということについては相当議論しないとイケない。

委員：今までも職員等の旅費の規定に準ずることを基本にしているので、この宿泊料に関しては、今回職員等の旅費の規定が変わったので、それに準じてこちらの方も自動的に変えていけばいいのではないかと思う。定額にするのか、実費にするのかは、それは選択ができるので、その選択をして頂ければよいのではと思う。

委員：各会派の意見を聞いていて、実費か定額かについては、現行を軸にしながらか行くのがちょうど折衷的でいけるのではないか。そしてその上限を職員に準じて下げるとすることで、一定の経費の節減にもつながって合意が得られやすいと思う。ただ甲地方と乙地方と分けるのは煩雑ではないか。どちらかにした方がよいのでは。

委員：ご意見の趣旨は理解しているが、国家公務員の規定に準じて県職員等の規定も変えるので、県も国と同様に甲地方と乙地方の二つに分けたということである。今までは地域分けが無かったが、より各地方の経済実態に合わせるということで、今回甲地方と乙地方に分けたということがあるので、二つに分けたらわかりにくいということもあるが、実態に合うように県も準じたので、県議会としても準じてという流れできている。

委員：煩雑だということもあるが、甲地方は13都市と決められているので、そこはきちんと申請をするのが我々議員の義務であるのでは。ご検討をお願いしたい。

委員：宿泊料に関しては、持ち帰って検討させていただきたい。基本的には実費との感覚があるが、そこは、どのような形で最終的に合意するかということだと思う。

委員：宿泊料についての各会派のご意見はいただいたと思うので、持ち帰っていただいて説明をよろしくお願ひしたい。次に公務雑費について。新政みえと自由民主党県議団が現状維持、公明党と日本共産党と草の根運動いがか実費化ということだが、公務雑費についてのご意見、考え方等お願ひしたい。

委員：公務雑費の対象は、議員派遣とか県外調査の時にほぼ限られる。県外調査などの精算は議会事務局でやってもらっているが、これを細かく実費で計算となると、議会事務局の負担が大きくなるのではないか。あまり議会事務局の負担を大きくするのはいかなものか。政務雑費とは質が違うので、そこは少し議論を分けた方がいいのではと思う。

委員：精算の煩雑さを考えれば、現行通りがよいと思う。

委員：持ち帰り前提だが、事務局の事務負担ということを知ると、そういう考え方もあるのかと思う。事務局にどの程度の負担になるのか聴き取りをして判断をしたいと思う。

委員：実費になると、地下鉄も領収書があるのか。

事務局：公共交通機関については、今までと同じように利用した乗車区間を申告いただければ料金の計算ができるので、地下鉄の領収書はなくてもよい。

委員：それがなかなか煩雑になるので、それを一括して払うということで政務雑費という制度がある。そこは会派で今議論になっている。

委員：他の県議会の取扱いは、どんな状況か。

事務局：公務旅費での雑費は、各県によって名称も制度もまちまちである。全く定額が無いのは5県。その他の県は金額も制度も様々で、なんらか定額の扱いはある。

委員：その5県は実費だけで雑費とか日当とかの別のもは無いということによいか。例えば、他の名目で何かあるとか。

事務局：現在わかるのは定額という形では無いということで、他に何かあるかどうかはわからない。

委員：実費でも本当に単なる実費なのか、他の部分があるのか、また調べて回答をお願ひしたい。

委員：政務雑費についてご意見をお願ひしたい。

委員：これも委員の中で意見が分かれているので、会派へ持ち帰らせていただく。

委員：政務雑費の全国的な状況はどうか。

事務局：現在のところ定額の制度を運用しているのは、三重県を含めて3県である。

委員：ほとんどが実費精算ということだが、その精算の中身はどうなのか。

事務局：例えば、タクシー代については、緊急性があるとか、あるいは行った先で交通手段が他に無くてやむを得ない場合などにタクシーを使えるということがガイドラインで定められていたり、通信費として携帯電話使用料の場合は、これもまちまちであるが、例えば二分の一などの按分にして支出するという形で実費化に対応している。

委員：公務雑費の場合は議員が直接お金をさわらないが、政務雑費は議員が自分の判断と責任でお金をさわっていくので、これはやはり議員サイドできちっと透明性を確保していく。そう

ということが求められると思う。たしかに煩わしいのは煩わしいが、44県でやっているのに三重県だけ煩わしいから出来ないという理屈はなかなか立たないのではないかと思う。

委員：今日は結論ということではなくて、議論を深めて、次回には案を出させていただきたいと思う。施行期日についてはどうか。新政みえ、願います。

委員：公務の旅費については、職員等の旅費規定に準じて来年1月1日から。政務活動の旅費については、改選後の5月1日ということで考えている。

委員：自由民主党県議団、願います。

委員：政務活動の旅費については改選後で。公務の旅費は1月1日から。

委員：公明党、願います。

委員：実施時期を合わせて1月1日。議員定数の関係も先送りして、ばたばたしたこともあったので、今回のこの改定は、どちらかという身切る方向になるかと思うが、たとえ3、4ヶ月でも現在の議員で身切る実績を作っておいた方が、導入に向けては説得力があるのではないかということで1月1日からという考えである。

委員：日本共産党、願います。

委員：両方とも1月1日で。

委員：草の根運動いが、願います。

委員：公務の旅費については1月1日から。政務活動の旅費については、事務的な処理も考えて5月1日で。

委員：新政みえと自由民主党県議団と草の根運動いがは、公務の旅費が1月1日で政務活動の旅費が改選後の5月1日、公明党と日本共産党は、両方とも1月1日ということでご意見をいただいた。これについても、持ち帰ってそれぞれ検討をいただきたい。

事務局：前回説明した時に、旅費の関係で食卓料というものがあり、議員は3,300円で、知事も3,300円。これを今回3,100円に改め、200円程下げる。ただこれは適用はほとんど無いが、議員の費用弁償の条例の中にも食卓料3,300円と規定があるので、これについても議員はどうするのか、そのことも合わせて、影響は少ないと思うが議論をお願いしたい。

委員：事務局から食卓料3,300円を知事等の改正案と同様に200円減額の3,100円とするのかの説明があったが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

委員：では、ここでは合意を得たが、最終結論ではないので、200円減ということのご承知の方よろしく願いたい。それでは確認であるが、公務雑費、政務雑費、宿泊料については、それぞれ会派で意見、考え方を展開していただきたい。車賃については23円、食卓料については3,100円ということである。また、施行期日についても考え方が2通り出たので、ご検討いただきたい。最後に次回の日程だが、10月30日（火）に第3回を開催したいが、いかがか。さらに次々回について、仮に11月14日（水）でお願いしたいが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

委員：それでは、今日のご意見をいただいて、次回にはご意見を整理させていただきたいので、

よろしくお願ひしたい。

協議事項は以上だが、ほかに何か。

委員：議会経費削減に関する検討プロジェクトということで、一旦この旅費に絞って検討しているが、県民からの声や期待もあって、いわゆる議員定数が増えたことによる、議会経費をきちっと削減してほしいという要望を受けての検討の場というのは、今後、この場でされていくのか、また、別途の場でされていくのか。

委員：この場で行う。旅費について次回か次々回には整理をして、一定の方向性がついたら、次にその案件について、この場で提案、議論をいただきたい。

委員：議会経費の削減を議論することはやぶさかでないが、議員定数が増えたことによるという前提条件は、必要無いと思う。

委員：私も全くその通りと思うので、この場でするのかどうかを確認させていただいたが、その前提は無しで削減の検討を行い、それを前提とする削減をする必要があるとすれば、別途になるということによいか。

委員：不断の見直しという観点から行う。以上で、第2回プロジェクト会議を終了する。